軽自動車税

市民税課▶　☎ 046−822−9733

軽自動車税は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車（二輪の軽自動車を含む）及び二輪の小型自動車の所有者に対してかかる税金です。

納める人（納税義務者）

毎年４月１日現在、軽自動車などを所有している人

納める額

◆税額

税率 ＝ 年税額

◆原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車等の税率

車　種		税率(年税額)
原動機付自転車	特定小型（定格出力 0.6kw 以下）	2,000 円
	50cc（定格出力 0.6kw）以下（特定小型、ミニカーを除く）	2,000 円
	50cc（定格出力 0.6kw）を超え 90cc（定格出力 0.8kw）以下	2,000 円
	125cc 以下かつ最高出力 4.0kw 以下	2,000 円
	90cc（定格出力 0.8kw）を超え 125cc（定格出力 1kw）以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
小型特殊自動車	農耕用(トラクターなど)	2,400 円
	その他(フォークリフトなど)	5,900 円
二輪の軽自動車	125cc 超 250cc 以下	3,600 円
二輪の小型自動車	250cc 超	6,000 円

◆三輪・四輪の軽自動車の税率

税率の判定については、自動車検査証（車検証）に記載されている「初度検査年月（最初の新規検査年月）」で行います。

車　種			税　率　（　年　税　額　）		
			①旧税率 平成 27 年 3 月以前に最初の新規検査を受けた車両	②新税率 平成 27 年 4 月以後に最初の新規検査を受けた車両 (!)平成 27 年度から	③重課税率 最初の新規検査から１３年経過した車両 (!)平成 28 年度から
三　輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四　輪	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

①旧税率

平成 27 年 3 月以前に最初の新規検査を受けた車両については、旧税率が適用されます。ただし、最初の新規検査から 13 年を経過した場合には③重課税率が適用されます。

軽自動車税

②新税率（平成 27 年度から）

平成 27 年４月以後に最初の新規検査を受けた車両については、新税率が適用となります。また、最初の新規検査から 13 年を経過した場合には③重課税率が適用されます。

③重課税率（平成 28 年度から）

最初の新規検査を受けてから 13 年を経過している場合に、重課税率が適用されます。

ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車は重課税率の対象から除かれます。

(!)重課税率の適用開始年度

重課税率は、初度検査年月（最初の新規検査年月）から 13 年を経過した年月の属する年度の**次の年度**から適用されます。

重課税率になる年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
最初の新規検査年月	平成 24 年４月 ～平成 25 年３月	平成 25 年４月 ～平成 26 年３月	平成 26 年４月 ～平成 27 年３月

軽自動車税

◆三輪・四輪の軽自動車のグリーン化特例（軽課）の税率

令和８年度においては、令和７年度中（令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）に最初の新規検査を受けた車両です。次の基準を満たすものについて適用されます。

車種			税率（年税額）	
			(ア)	(イ)（※１）
三輪			1,000 円	2,000 円（※２）
四輪	乗用	自家用	2,700 円	－
		営業用	1,800 円	3,500 円
	貨物用	自家用	1,300 円	－
		営業用	1,000 円	－

（ア） 電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成 30 年排出ガス規制適合又は平成 21 年排出ガス 10%低減）

（イ） 乗用（営業用）：令和２年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 90%達成車

(!)各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

（※１）（イ）については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車かつ平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）に限ります。

（※２）乗用（営業用）に限ります。

申告

◆申告場所

軽自動車などを取得、若しくは転居した場合は、その日から 15 日以内に、また軽自動車などを廃車・譲渡した場合は 30 日以内に、下表の「申告場所」へ申告してください。

申告などに必要な書類は、それぞれの「申告場所」へお問い合わせください。

車種				申告場所
原動機付自転車	特定小型（定格出力 0.6kw 以下）			市民税課 市役所本館 1 号館 2 階 3 番窓口 ☎ 046－822－9733
	50cc（定格出力 0.6kw）以下（特定小型、ミニカーを除く）			
	50cc（定格出力 0.6kw）を超え 90cc（定格出力 0.8kw）以下			
	125cc 以下かつ最高出力 4.0kw 以下			
	90cc（定格出力 0.8kw）を超え 125cc（定格出力 1kw）以下			
	ミニカー			
小型特殊自動車	農耕用（トラクターなど）			
	その他（フォークリフトなど）			
二輪の軽自動車	125cc を超え 250cc 以下			神奈川運輸支局 横浜市都筑区池辺町 3540 ☎ 050－5540－2035
二輪の小型自動車	250cc を超えるもの			
軽自動車	三輪で 660cc 以下のもの			軽自動車検査協会神奈川事務所 横浜市都筑区佐江戸町字宮田 770-1 ☎ 050－3816－3118
	四輪で 660cc 以下のもの	乗用	営業用	
			自家用	
		貨物用	営業用	
			自家用	

◆原動機付自転車・小型特殊自動車の申告手続き

こんな場合		必要なもの
登録	新規に業者から購入した	1　届け出される方の本人確認書類（※1） 2　販売証明書
	廃車済みの車を再登録したい	1　届け出される方の本人確認書類（※1） 2　廃車申告受付書 3　名義を変えて登録するときは譲渡証明書
	他市区町村の標識を本市の標識に変更したい	1　届け出される方の本人確認書類（※1） 2　他市区町村の標識交付証明書 3　他市区町村の標識（ナンバープレート） 4　名義を変えて登録するときは譲渡証明書
名義変更	市内の人に譲りたい	1　届け出される方の本人確認書類（※1） 2　標識交付証明書 3　譲渡証明書
廃車	廃棄（スクラップ）した 市外に転出した　（※2） 市外の人に譲りたい（※2）	1　届け出される方の本人確認書類（※1） 2　標識交付証明書 3　標識（ナンバープレート）
	盗難にあった	1　届け出される方の本人確認書類（※1） 2　標識交付証明書 3　盗難申立書（盗難にあった日、盗難にあった場所、届出警察署名、警察署届出日、受理番号を記載していただきます。）

軽自動車税

	紛失してしまった	1　届出される方の本人確認書類（※1） 2　標識交付証明書 3　遺失申立書（標識を持参できない状況を記載していただきます。）
排気量を変更したい		1　届出される方の本人確認書類（※1） 2　標識交付証明書 3　標識（ナンバープレート） 4　排気量変更届出書（新しい排気量、変更する理由等を記載していただきます）
市内で転居した 名前が変わった		1　届出される方の本人確認書類（※1） 2　標識交付証明書
標識交付証明書 廃車申告受付書	を再交付してほしい	1　届出される方の本人確認書類（※1）

（※1）マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証等。
（※2）本市で廃車申告されなくても転出先（譲渡先）の市区町村で手続きできる場合もありますので転出先（譲渡先）の市区町村の軽自動車税担当課へお問い合わせください。

軽自動車税

納める方法（納期限）

納税通知書で納めます。納税通知書は５月初旬に郵送します。納期限は５月末（土日の場合は翌営業日）です。

◆納税証明書（継続検査用（車検用））について

二輪車（250cc を超えるもの）及び三輪と四輪の軽自動車の納税通知書には、納税証明書（継続検査用（車検用）以下、「納税証明書」といいます。）の様式がついています。金融機関等の窓口で納付いただき、領収印が押されることで、納税証明書として使用できるようになります。納税証明書は、車検証と併せて大切に保管してください。

- ⓘ前年度以前に未納がある場合は、未納分も納めた上で、証明書をご請求ください。
- ⓘ軽 JNKS（軽自動車税納付確認システム)により、軽自動車検査協会が納付状況を確認できるため、未納がない場合は、原則として継続検査時に納税証明書を提出する必要はありません。

証明書について▶29、34 ページ

？ 軽自動車税 Q＆A

Q１　軽自動車税を５月に納めました。８月に友人に譲ることになりましたが、税金の還付はありますか？

A１　軽自動車税は、毎年４月１日現在の所有者に課税されます。４月２日以降に名義を変更されても、税金の還付はありません。また、新しい所有者に本年度の税金を納めていただくこともありません。

Q２　バイク（原動機付自転車）を盗まれてしまいました。税金はどうなりますか？

A２　まず、警察へ盗難届を出してください。その後、忘れずに市役所市民税課で廃車の手続きをしてください。

その際は盗難にあった日、盗難にあった場所、届出警察署名、警察署届出日、受理番号を廃車申告書にご記入いただきますので、盗難届の提出の際にメモを取られることをおすすめします。警察への盗難届出日が４月１日以前であれば、その年度の税金は課税されません。廃車の手続きをしないと、税金は引き続き課税されますのでご注意ください。

事業所税

市民税課▶　☎ 046－822－8120

事業所税は、大都市地域等における都市環境の整備等のためにあてる目的税です。人口30万人以上の市等が課税団体として指定されています。

納める人（納税義務者）

事業所などにおいて事業を行う法人・個人

納める額

◆税額

課税標準 × 税率 ＝ 税　額

課税標準	・資産割　…市内の事業所用家屋の合計床面積（㎡） ・従業者割　…市内の従業者給与総額（円） ただし、資産割は床面積が 1,000 ㎡以下の場合、従業者割は従業者数が 100 人以下の場合は、原則として課税されません。（免税点）
税　率	・資産割　…1 ㎡につき 600 円 ・従業者割　…給与総額の 0.25%

申告と納める方法

下表の期限までに申告書を提出するとともに、その税額を納めます。

法　人	事業年度終了の日から２か月以内
個　人	課税標準の算定期間（１月１日～12 月 31 日）の翌年３月 15 日まで

電子申告・電子納税については[▶29 ページ] をご覧ください。

横須賀美術館（横須賀市鴨居）

その他の税

市たばこ税

市民税課▶　☎ 046－822－9733

市たばこ税は、たばこの製造業者や特定販売業者及び卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した「たばこ」に対してかかる税金です。

この税金は、たばこの消費に対して課税されるもので、たばこの価格に含まれています。

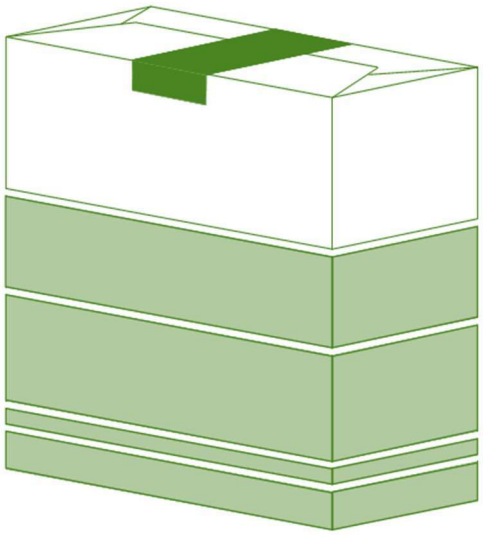

(!)令和８年４月１日現在

たばこ１箱の内訳
（20 本入 580 円の場合）

原材料費等	222 円 39 銭
国たばこ税	136 円 04 銭
市たばこ税	131 円 04 銭
県たばこ税	21 円 40 銭
たばこ特別税	16 円 40 銭
消費税・地方消費税	52 円 73 銭

(!)電子申告・電子納税については[▶28 ページ] をご覧ください。

入湯税

市民税課▶　☎ 046－822－9733

入湯税は、地方税法に基づき市町村が鉱泉浴場（温泉を利用する浴場）へ入湯する人に課税され、環境衛生施設や消防施設の整備、観光振興などを使いみちとした目的税です。

納める人（納税義務者）

横須賀市内にある鉱泉浴場に入湯する人

◆課税が免除される人

次のいずれかに該当する人は、入湯税が免除されます。

- ○ 年齢 12 歳未満の人
- ○ 温泉を利用した共同浴場や一般公衆浴場に入湯する人
  - ・共同浴場：独身寮や社宅などに付設される浴場
  - ・一般公衆浴場：公衆浴場で銭湯程度の浴場
- ○ 入湯料金が 1,500 円以下の鉱泉浴場に入湯する人
- ○ その他（老人福祉施設に付設される鉱泉浴場に入湯する人など）

納める額

入湯客１人１日につき 150 円

納める方法

入湯料金と併せて徴収（鉱泉浴場経営業者を通じて市に納入されます。）

(!)電子申告・電子納税については[▶28 ページ] をご覧ください。

その他の税